

第11回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成20年11月21日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

（1）委員（五十音順）

地裁委員会委員

出席者 泉 俊彦（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）
出 田 孝一（佐賀地方裁判所長）
桑 原 直子（佐賀地方裁判所唐津支部長）
渡 口 鶴（佐賀地方検察庁次席検事）
西 村 淳子（佐賀県商工会連合会会員）
宮 崎 和彦（農業（佐賀農業共済組合理事））
宮 崎 正則（佐賀県立武雄青陵高等学校校長）
横須賀 巖（佐賀県医師会医師）

家裁委員会委員

出席者 出 田 孝一（佐賀家庭裁判所長）
古 賀 靖之（西九州大学健康福祉学部教授）
下 平 豪（佐賀地方検察庁検事）
団 野 克己（佐賀県弁護士会弁護士）
富 安 久美子（鳥栖市立田代中学校PTA副会長）
引 地 富佐子（株式会社ニューリード専務取締役）
福 井 京子（高木瀬地区民生児童委員協議会会長）
古 川 順一（佐賀家庭裁判所判事）
横 尾 章（株式会社佐賀新聞社論説委員）

(2) 説明担当者

春野民事首席書記官，光武家裁首席書記官

(3) 事務担当者

馬場地家裁事務局長，平辻地裁総務課長，川崎家裁総務課長（庶務）

4 議事

(1) 所長あいさつ（出田所長）

(2) 佐賀地方裁判所委員会委員長の選任

出田委員を委員長に選任した。

(3) 佐賀家庭裁判所委員会委員長の選任

出田委員を委員長に選任した。

(4) 委員長代理の指名

出田委員長は，委員長の職務を代理する者として，地裁委員会につき桑原委員，家裁委員会につき古川委員をそれぞれ指名した。

(5) 裁判所におけるDV（ドメスティックバイオレンス）関連事件の対応について

ア DVの現状等について（ビデオ「根絶！夫からの暴力」上映）

イ 裁判所におけるDVとの関わり方と対応上の問題点

地方裁判所におけるDV関連事件と対応上の問題点

春野民事首席書記官から，地方裁判所におけるDV関連事件として，保護命令に関する説明がなされ，委員から意見を伺う事項として，当事者保護の観点から事務処理上配慮すべき事項，DVセンター等の関係機関との連携の在り方，DV事件に関する一般広報等の在り方について，という点が示された。

家庭裁判所におけるDV関連事件と対応上の問題点

光武家裁首席書記官から，家庭裁判所におけるDV関連事件として，離婚等の訴訟・調停等に関する説明がなされ，委員から意見を伺う事項とし

て、被害者に対する配慮や加害者からの危害防止への対応と裁判所の中立公正との関係、加害者にDVについて理解してもらうための啓蒙的広報について、という点が示された。

(6) 意見交換

(文中、 は非法曹委員、 は法曹委員、 は説明担当者の発言)

ア 被害者保護の視点と裁判所の中立公正について

DV事件については、その性質上、裁判所の中立性は余り強調する必要はないのではないかと。

被害者の女性は、暴力を振るわれているという状況の中、勇気を出して裁判所の窓口に来ている。男性に対する恐怖心も残っていると思うので、窓口で対応する職員も、女性職員を増やしてほしい。

被害者としても、どこに相談していいのかわからない人が多いと思われるので、スーパーに、相談の場所や電話番号を記載したチラシを置かせてもらっているが、毎週10枚程度はなくなっている。

DV事件は、加害者が、事実を素直に認めることは少ない。

男性に対しては、毅然と対応することが、かえって中立公正といえるのではないかと。不満を言ったとしても、それが直ちに中立公正を欠くことになるというわけではない。

相談を受けてカウンセリングをすると、夫婦げんかといえる程度では、お互いに仲直りの視点があり、仲直りをしたり、暴力を振るったことに悪かったと謝ることもある。

ところがDVになると、折り合いが付かない状態での相談となる。この状態では、中立を守るのは難しい。加害者に対して、あなたがしたことは許されないというアプローチをすることも必要だと感じている。

イ DV総合対策センター、警察等、関係機関との連携の在り方について

関係機関との連携については、配偶者暴力支援センター等の開催する連

絡会等に参加して、意見交換をするなどしている。

退去命令が出されている場合に、命令が守られないときには、基本的には、警察に警備等をしてもらうことになる。

また、保護命令の出していない場合でも、女性センターに相談している人については、女性センターから付き添ってもらっているなどしている。

女性センターの担当者も、加害者に尾行されたり、危険にさらされることがあると聞いている。

裁判所では、調停等の際には、申立人と相手方で、別の場所に駐車場を確保したり、帰りも駐車場まで職員が付いていくなどの配慮をしている。

ウ 被害者救済と、加害者への啓蒙のための広報について

以前は、女性に対し、DVに関する手続等について周知を図るという広報をしてきたが、最近では、男性にも、どういったことがDVに当たるのか、自分のやっていることがDVだということを知らせなければならないと感じている。

いじめも含め、暴力が良くないということ、年齢が低い時期から教育を行うことが重要である。

子どもに対しても、セクハラと同様、こういうことはDVに当たるということ、啓蒙した方が良い。

DV支援センターを知らない人も多いので、相談場所について広く広報することは重要である。また、不安を取り除くため、相談しても安全だということも伝えてほしい。

DVの根底には、女性蔑視があると思う。対等だという感覚が基本である。フェミニストになれとは言わないが、女性に辛く当たることは恥ずべき事ということ、小さいころから教えていくべきである。

5 次回の予定

(1) 日程

平成21年5月29日(金)午後1時30分

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会，家裁委員会合同で，「裁判員制度（選任手続）について」（仮題）というテーマで意見交換を行う。